

入所に際しての重要事項説明書

養護老人ホーム

第一光が丘ハウス

養護（盲）老人ホーム

第二光が丘ハウス

I. 運営の方針

ご入居者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な支援を行なうことにより、ご入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

II. 入居者の支援の内容

- ①施設は、ご入居者お一人お一人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況等に応じて社会復帰の促進及び自立のために必要な支援を行います。
- ②ご入居者及びそのご家族に対し、処遇上必要な事項について説明を行います。
- ③施設の生活相談員が、ご入居者の心身の状況、その置かれている環境、ご本人及びご家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上処遇計画を作成します。又、必要に応じて見直しを行います。
- ④施設は、要介護認定の申請等、ご入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご本人又はご家族において行うことが困難な場合は、当該ご入居者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。

- ⑤食事の時間は概ね以下のとおりとします。

朝食 7時30分～ 8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

食事場所は食堂を基本としますが、ご本人の希望によっては居室等で食事をすることも出来ます。

- ⑥施設は、1週間に2回以上、ご入居者の身体状況に合わせた入浴（介助浴、機械浴、個浴）を行います。また、体調によっては清拭を行います。
- ⑦施設は、別に定める年間計画により読書、音楽、旅行、運動等余暇活動を適宜実施します。
- ⑧施設は、ご入居者の外出の機会を確保するよう努めます。
- ⑨施設は、ご入居者に寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与します。
- ⑩施設は、ご入居者が自らの趣向品を希望される際、支払い等を代行すると共に、ご入居者の状況を勘案して、お小遣いの管理を行います。
- ⑪施設は、ご入居者が要介護状態になった場合には、適切に居宅サービス等を受けられるよう必要な措置を講じます。
- ⑫施設は、常に入居者の健康に留意し、嘱託医による年2回以上の健康診断を実施します。
- ⑬ご入居者が軽度の負傷又は疾病にかかった時は、施設内及び外部の医療機関にて治療を行います。
- ⑭施設は、ご入居者が入院となった場合、入院に必要な物品貸与・定期的面会・洗濯等の支援を行います。
- ⑮施設の職員は、ご入居者の病状の急変、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じます。
- ⑯ご入居者の支援に当たっては、当該ご入居者又は他のご入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。
- ⑰施設は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご入居者の心身の状況

ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

Ⅲ. 施設の利用に当たっての留意事項

- ①外出・外泊は、所定の手続きにより届け出てください。
- ②面会時間は、9時～20時です。それ以外の時間帯はご相談下さい。
- ③喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外は居室内を含み禁煙にご協力下さい。
- ④飲酒は、施設内の所定の場所をお願いします。
- ⑤ご入居者は、健康に留意し施設で行う健康診断は特別な理由が無い限り受診してください。
- ⑥ご入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力してください。
- ⑦ご入居者は、施設内で次の行為をしてはいけません。
 - ・ 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ・ 喧嘩、口論、泥酔等で他のご入居者等に迷惑を及ぼすこと。
 - ・ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ・ 指定した場所以外で火気を用いること。
 - ・ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

Ⅳ. その他施設運営に関する重要事項

- ①居室は1人部屋を基本とします。ご入居者の希望や心身等の状況に応じて居室を変更することがあります。
- ②各居室内に洗面所、共同トイレ設置、又各フロアーにも共同トイレ、洗面所を設置しています。
- ③ご入居者の診療・治療のために医務室を設けています。
- ④ご入居者の処遇上、事故が発生し損害が生じた場合には、不可抗力による場合を除き速やかにご利用者に対して損害を賠償します。
- ⑤施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流に努めます。
- ⑥施設は、入院及び治療を必要とするご入居者のために、協力医療機関を定めておきます。
 - ・ 協力病院
福井県鯖江市旭町4-4-9
医療法人 寿人会 木村病院
 - ・ 協力歯科医療機関
福井県丹生郡越前町織田4-2-75
丹原歯科医院

Ⅴ. 苦情・相談・意見等の対応

- ①施設は、ご入居者及びご家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。

苦情受付担当者	(第一光) 青山直人・巽山法広	電話	0778-34-8001
	(第二光) 山口信裕・西宮尚美	電話	0778-34-8001
苦情受付責任者	理事長 荒木博文	電話	0778-62-1234

第三者委員【全施設】	白井 尊志 (白井労務管理事務所)	電話	0776-82-8887
	所長・光道園監事		

【老人施設関係】	永松 真	電話	0776-98-2611
	元福井県社会福祉協議会 事務局長・元国連介護サービス苦情処理員		

・当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

() 電話 — —
福井県国民健康保険団体連合会 0776-57-1611

②施設は、ご入居者及びご家族からのサービスについての相談・意見に迅速にかつ適切に対応するため、相談窓口を設置します。

電 話 0778-34-8001
所 在 地 〒916-0146 福井県丹生郡越前町朝日22字7の1
相談窓口 (第一光が丘ハウス) 生活相談員 憂山 法広
(第二光が丘ハウス) 生活相談員 梅田 司

※施設は、ご入居者及びご家族が相談員以外に相談をご希望される際に、時間・場所を問わず、施設職員が対応できるよう、下記の環境を整えます。

【誰に】施設職員全て

【どこで】談話室、居室、事務所等

【いつ】随時

【どのように】聞き取り、相談・意見受付ボックス

VI. 秘密保持に関して

- ①職員は、老人福祉法関係法令及び諸規則、個人情報保護令を遵守します。
- ②施設の職員は、業務上知り得たご入居者又はそのご家族の秘密保持を厳守します。
- ③施設は、プライバシー保護を遵守し、権利擁護に努める。

VII. 記録の閲覧及び保管方法について

- ①施設は、ご入居者及びご家族の希望があった場合には、9時～18時の間は記録文書の閲覧・開示を行います。
- ②施設は、下記のように事務所にて記録の保管を行います。

【利用者支援に係わる記録】	5年
【金銭に係わる記録】	5年
【処遇計画書】	5年
- ③施設は、記録文書の保管を下記の責任者の下、行います。

第一光が丘ハウス	施設長	渡辺 直美
第二光が丘ハウス	施設長	荒木 博文
- ④施設は、保管年数を過ぎた上記の記録文書を、裁断・焼却等の方法で処分します。

VIII. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成します。

- ・防災時の対応 …… 消防計画及び自衛消防組織により対応、地元朝日区との相互協力あり。
- ・防災設備 …… 全館スプリンクラー設備、非常通報設備、火災通報設備設置。
- ・防災訓練 …… 年2回、地元朝日区と協力し、防災訓練実施。
- ・防火責任者 …… 理事長 荒木 博文

IX. 退所時の支援

- ①施設は、ご入居者がその居宅において日常生活を営むことができると認められる場合に、ご本人、ご家族の希望、ご本人の退居後の生活環境等を勘案し、円滑な退居のための支援に努

めます。

②施設は、ご入居者の退居後も必要に応じ、相談・支援を行います。

相談窓口 (第一光が丘ハウス) 生活相談員 憂山 法広
 (第二光が丘ハウス) 生活相談員 梅田 司

電話 0 7 7 8 - 3 4 - 8 0 0 1